

川崎市指令環境 第53号

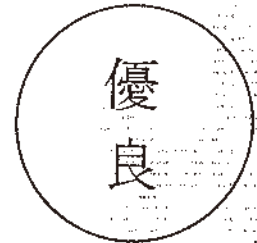
許可番号 第05760000920号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 川崎市川崎区鋼管通二丁目2番2号

氏名 日本ダスト 株式会社

代表取締役 吉野 建介 様



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

平成30年6月29日

川崎市長 福田 紀彦



許可の年月日 平成30年6月1日

許可の有効期限 平成37年5月31日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

積替え又は保管を含む

(2) 特別管理産業廃棄物の種類 (積替え又は保管を含む。)

ア 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)

イ 廃酸 (水素イオン濃度指数が2.0以下のものに限る。)

ウ 廃アルカリ (水素イオン濃度指数が12.5以上のものに限る。)

エ 特定有害産業廃棄物 (廃油、汚泥、廃酸及び廃アルカリに限る。含まれる特定有害物質については別記1のとおりとする。)

以上4種類

(3) 特別管理産業廃棄物の種類 (積替え又は保管を除く。)

ア 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)

イ 廃酸 (水素イオン濃度指数が2.0以下のものに限る。)

ウ 廃アルカリ (水素イオン濃度指数が12.5以上のものに限る。)、エ 感染性産業廃棄物、

オ 特定有害産業廃棄物 (廃PCB等、PCB汚染物、廃石綿等、鉱さい、ばいじん、燃え殻、廃油、汚泥、

廃酸及び廃アルカリに限る。含まれる特定有害物質については別記1のとおりとする。)

以上5種類

(4) 制限

廃PCB等及びPCB汚染物は、低濃度PCB廃棄物に限る。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別記2のとおり

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年6月1日 更新許可

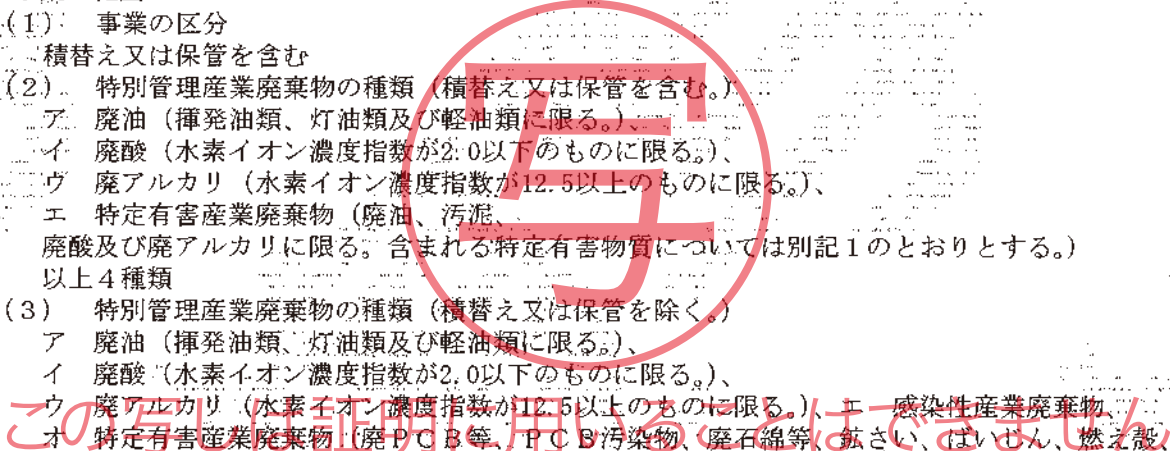
平成30年6月1日 優良認定

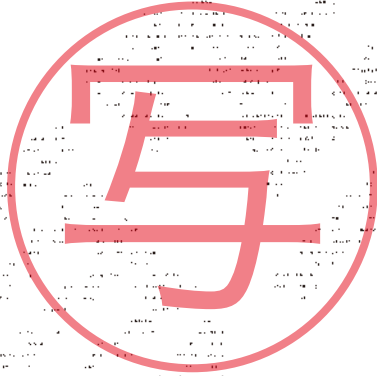
平成30年7月1日 変更許可 (特定有害：廃PCB等、特定有害：PCB汚染物の追加)

5. 積替え許可の有無

市名

許可番号





この写しは証明に用いることはできません

別記1

次の表中、上欄「廃棄物の種類」ごとに左欄の「有害物質」を含むことにより有害なものに限る。
〔○(積替え保管を除く)又は●(積替え保管を含む)〕

有害物質	廃棄物の種類	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物		○	○			●	○	○
カドミウム又はその化合物		○	○	○		●	●	●
鉛又はその化合物		○	○	○		●	●	●
有機燐又はその化合物						●	●	●
六価クロム化合物		○	○	○		●	●	●
砒素又はその化合物		○	○	○		●	●	●
シアン化合物						●	●	●
トリクロロエチレン					●	●	●	●
テトラクロロエチレン					●	●	●	●
ジクロロメタン					●	●	●	●
四塩化炭素					●	●	●	●
1, 2-ジクロロエタン					●	●	●	●
1, 1-ジクロロエチレン					●	●	●	●
ジス-1, 2-ジクロロエチレン					●	●	●	●
1, 1, 1-トリクロロエタン					●	●	●	●
1, 1, 2-トリクロロエタン					●	●	●	●
1, 3-ジクロロプロペン					●	●	●	●
チウラム						●	●	●
シマジン						○	○	○
チオベンカルブ						○	○	○
ベンゼン					●	●	●	●
セレン又はその化合物					○	○	○	○
1, 4-ジオキサン			○		○	○	○	○
ダイオキシン類			○	○		○	○	○



この写しは証明に用いることはできません

別記2

所在地	面積・保管上限等	産業廃棄物の種類
川崎市川崎区白石町3番4 4ほか (5067 m ² のうち755 m ² に限 る。)	保管面積 98m ² 保管上限 60m ³ 積み上げることができる高さ 2.0m	廃油、廃酸、廃アルカリ、特定有害産業廃 棄物。(廃油、汚泥、廃酸及び廃アルカリに 限る。)

備考 市長が交付する許可証については、積み替え許可の有無の記載は不要とすること。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。